

業務の状況：時価情報

■有価証券関係

1. 売買目的有価証券 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成22年9月期			平成23年9月期		
		中間貸借 対照表計上額	時価	差額	中間貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	950	956	6	650	653	3
	その他	2,500	2,789	289	5,491	6,288	797
	小計	3,450	3,746	296	6,141	6,942	801
時価が中間貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	575	565	△9	545	538	△6
	その他	18,991	15,024	△3,966	16,000	12,413	△3,586
	小計	19,566	15,590	△3,975	16,545	12,952	△3,592
合計	23,016	19,336	△3,679	22,686	19,894	△2,791	

3. 子会社及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成22年9月期			平成23年9月期		
	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—	—	—	—
関連会社株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成22年9月期		平成23年9月期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
子会社株式	—	—	359	—
関連会社株式	—	—	—	—
合計	—	—	359	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成22年9月期			平成23年9月期		
		中間貸借 対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借 対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	96	44	51	623	551	72
	債券	179,125	175,195	3,930	205,746	202,814	2,931
	国債	56,594	54,848	1,746	86,599	85,256	1,342
	地方債	33,630	32,831	798	40,206	39,478	728
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	88,900	87,515	1,385	78,940	78,079	860
	その他	2,863	2,623	240	—	—	—
小計	182,085	177,862	4,223	206,370	203,366	3,003	
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	8,999	11,708	△2,709	6,550	7,345	△794
	債券	2,013	2,013	△0	84,142	84,251	△108
	国債	—	—	—	51,559	51,597	△38
	地方債	—	—	—	16,342	16,384	△42
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,013	2,013	△0	16,241	16,268	△27
	その他	5,190	6,482	△1,291	2,794	3,588	△794
小計	16,204	20,204	△4,000	93,487	95,185	△1,697	
合計	198,290	198,067	222	299,857	298,551	1,306	

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額平成22年9月期425百万円、平成23年9月期277百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、各期末日においては、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、平成22年9月期においては「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,551百万円、平成23年9月期においては「有価証券」は468百万円、「その他有価証券評価差額金」は278百万円、「繰延税金負債」は190百万円それぞれ増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

業務の状況：時価情報

5. 期中に売却した満期保有目的の債券 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。

6. 期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	平成22年9月期			平成23年9月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	19,659	249	2	41,550	143	152

7. 保有目的を変更した有価証券 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。

8. 減損処理を行った有価証券

[平成22年9月期]

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を平成22年9月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

平成22年9月期における減損処理額は2,477百万円（うち、株式865百万円、その他の有価証券1,612百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、平成22年9月期末日における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

[平成23年9月期]

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を平成23年9月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

平成23年9月期における減損処理額は3,605百万円（うち、株式3,605百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先 …… 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先 …… 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先 …… 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先 …… 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先 …… 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(会計上の見積りの変更)

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるものについて、従来、「著しく下落した」と判断するための基準は、中間会計期間末日における時価が取得原価と比べて50%以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、回復可能性等を勘案し判定しておりましたが、当中間会計期間より、信用リスクを重視したより合理的な判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。この変更により、従来の方法に比べて、減損処理額が3,512百万円（うち、株式3,512百万円）増加しております。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位：百万円)

	平成22年9月期				平成23年9月期			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	18,591	108,651	50,977	29,794	14,941	230,405	45,987	22,877
国債	5,797	10,966	28,234	11,597	1,839	105,784	25,786	4,748
地方債	287	23,207	10,135	—	569	44,796	11,182	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	11,855	74,477	6,105	—	12,533	79,825	4,018	—
その他	651	—	6,501	18,197	—	—	5,000	18,129
その他	363	1,967	494	—	20	91	380	—
合計	18,955	110,619	51,472	29,794	14,962	230,497	46,368	22,877

■金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

[平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

[平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

[平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。

■ その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成22年9月期	平成23年9月期
評価差額	222	1,306
その他有価証券	222	1,306
(+) 繰延税金資産 (又は(△) 繰延税金負債)	△26	△609
その他有価証券評価差額金	196	696

業務の状況：デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。
- (5) 商品関連取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。
- (6) クレジットデリバティブ取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。
- (7) 複合金融商品関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成22年9月期				平成23年9月期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
市場取引以外の取引	複合金融商品 (貸出金)	5,000	2,000	4,853	△146	—	—	—	—
合計		5,000	2,000	4,853	△146	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定方法

時価については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 組込デリバティブについては、時価の測定を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を中間貸借対照表のその他負債に計上しております。
3. 平成22年9月期においては、平成22年3月期末からの評価損益差額である29百万円を、中間損益計算書のその他業務収益に計上しております。
4. 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	平成22年9月期				平成23年9月期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金・預金	2,960 21,629	— 21,629	(注)	貸出金	— 20,007	— 20,007	(注)
合計		—	—	—		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、平成22年9月期においてはヘッジ対象とされている貸出金・預金と一体として処理、平成23年9月期においてはヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は本表に記載しておりません。

- (2) 通貨関連取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 [平成22年9月期・平成23年9月期] 該当ございません。